

障がい学生支援センターだより

誰もがいきいきと学べる大学

～ 「障害者差別解消法」施行 直前号 ～

NEWS !

障がい学生支援センターの HP を開設しました。

- 「障がい学生が身近にいる」
 - 「障がい学生が受講している」
- 障がい学生支援についてご興味のある方、相談希望のある方は、ぜひ HP をご覧ください。

大学 HP→教育・キャンパスライフ

→健康・学生支援

→障がい学生支援センター

URL : (裏面をご覧ください)

いよいよ今年 4 月から

「障害者差別解消法」が施行されます！

国連で採択された「障害者権利条約」が発効されてから 6 年目の 2014 年 1 月 20 日、ついに日本は世界で 141 番目に同条約を批准しました。

条約批准の道のりの中で、これまで日本は、障害者施策に関する様々な国内法を整備してきました。その 1 つが、2013 年に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」です。

この障害者差別解消法では、第 7 条において、行政機関等に対し、「障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止」および「障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、必要かつ合理的な配慮を実施すること」を法的義務として課しています。

つまり、これまで周囲の「善意」として行われてきた障がい学生支援は、この法律が施行される 2016 年 4 月からは、「**法令遵守**」として実施することとなり、大学を構成するすべての教職員が、障がい学生の教育的ニーズや個別の状況に応じて、必要な支援や配慮を実施することが求められます。

そこで、障がい学生支援センターだより第 2 号では、「合理的配慮」について取り上げます。皆さん 1 人 1 人に合理的配慮について考えていただき、4 月からの法律施行に備えていただきたいと思います！

誰もがいきいきと学べる大学

支援
学生

障がい
学生

関係
教職員

支援
センター



国立大学

法的義務 (2016 年 4 月～)

- ◆ 障害を理由とした差別の禁止
- ◆ 合理的配慮の提供



合理的配慮の考え方

合理的配慮とは、「障害のある学生が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、**大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて個別に提供されるもの」と定義されています（障害のある学生の修学支援に関する検討会報告第一次まとめ、2012）。

つまり、予め決められた配慮内容を提供するというわけではなく、当該学生の意思と教育的ニーズを可能な限り尊重し、学生本人を含めた関係者間（受入学部や支援センター等）で十分に配慮内容を話し合い、合意形成を図った上で支援することが重要です。

合理的配慮のポイント

- ・障がい学生の教育を受ける権利を保障するために、必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ・配慮内容の決定にあたっては、以下の点を留意し、本人を含めた関係者で話し合うこと
 - 学生の教育的ニーズを可能な限り尊重すること
 - 本人の自立を妨げないこと
 - 求められている達成基準を大幅に変えない・下げないこと
 - 他の学生に、教育上多大な影響を及ぼすような変更や調整ではないこと
 - 体制面、財政面において、均衡を失した、または過度の負担を課さないもの

また、個別に合理的配慮を提供することに加え、障がい学生にとって社会的障壁となりうるもの(物理的障壁、制度、慣行、習慣)を予め除去していく環境整備も重要です。そのためには、**大学全体が、「障がい学生がこのキャンパスで学んでいる、生活している」ことを当然のこととして意識することが必要**です。

合理的配慮の具体例

上述したように、どのような配慮が合理的配慮に当たるかは、個別のケースで異なります。典型例は以下のとおりです。

※ 当該学生にとって障がいの特性に応じたコミュニケーション上の配慮

- ・視覚障がい学生・・・文書等の視覚情報を読み上げる 等
- ・聴覚障がい学生・・・口元を見せる／筆談やジェスチャーを交えながら、はっきり話す／聞き返しに応じる 等
- ・発達障がい学生・・・曖昧な質問や指示を避け、具体的な形で質問や指示をする／視覚情報を交えて説明する 等

※ 教材の配慮

例：学生の希望に応じて事前に授業資料のテキストデータを提供する、視覚障がい学生の見え方に応じて拡大資料を用意する 等

障がい学生支援センターでは、「**障がい学生支援ガイドブック**」を作成中です。今年度中に発行・配布予定ですので、ぜひそちらもご参照ください。ご不明な点等がありましたら、遠慮なく支援センターまでご相談ください。